

長崎外国語大学 公的研究費不正防止計画—2024（令和6）年度—

2024（令和6）年2月21日 第5回研究推進委員会、2024（令和6）年4月1日策定

考えられる不正発生要因	2023（令和5）年度 公的研究費不正防止計画	2023（令和5）年度 実施状況	2024（令和6）年度 公的研究費不正防止計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>研究機関内で責任と権限の所在が十分に認識できていない場合がある。</li> <li>時の経過とともに責任意識が低下する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「長崎外国語大学 公的研究費の不正使用防止対策基本方針」（以下、「基本方針」という。）第1項に基づき、最高管理責任者は学長、統括管理責任者は副学長とし、HP等で職名を公開する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「基本方針」第1項に基づき、最高管理責任者を学長、統括管理責任者を副学長としてHP上で職名を公開した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「長崎外国語大学 公的研究費の不正使用防止対策基本方針」（以下、「基本方針」という。）第1項に基づき、最高管理責任者は学長、統括管理責任者は副学長とし、HP等で職名を公開する。</li> <li>最高管理責任者は経営企画協議会及び理事会に本計画の内容等を報告し、本計画の効果等について役員等と議論を深める。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>公的研究費（科研費）の使用（執行）ルールや業務フローが明確化されていない。</li> </ul>	<p>【優先取組事項】</p> <p>「基本方針」第2項に基づき、以下の対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、規程等の齟齬を点検し、必要な改定を行う。</li> <li>本計画自体も各種モニタリングの結果及びリスク顕在化時のケーススタディを基に定期的に見直す。</li> <li>2022年度の公的研究費内部監査の結果を受けて①同一業者との高額な多頻度取引、②研究出張の事実確認の徹底、について対応策を策定し周知を図る。</li> </ul>	<p>「基本方針」第2項に基づき、以下の対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文科省への2種のチェックリスト提出に併せて関連規程の点検を実施しており、規程等の改定は不要の旨を研究推進委員会で確認した。</li> <li>モニタリング・ケーススタディについても上記チェックリスト提出時に併せて委員会で協議し、計画の改定不要の旨を確認した。</li> <li>①については2024年度取組の深化を委員会で方針決定、②については報告書提出徹底、半券徴求等の対策の継続実施方針を確認した。</li> </ul>	<p>【優先取組事項】</p> <p>「基本方針」第2項に基づき、以下の対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本計画を各種モニタリングの結果及びリスク顕在化時のケーススタディを基に定期的に見直す。</li> <li>2023年度の公的研究費内部監査の結果を受けて「同一業者との高額な多頻度取引」のスクリーニング手法（金額・頻度等の明確化）について委員会で協議を実施し、教職員に周知する。</li> <li>「研究出張の事実確認徹底」の観点から自由記述形式の出張報告書を必須記載事項ごとに記入欄を設ける等の様式改定に取り組む。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>競争的資金が公的研究費であるという意識が希薄である。</li> <li>コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である。</li> </ul>	<p>「基本方針」第2項に基づき、以下の対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>12月にコンプライアンス研修会を実施し、研究関連規程等について、学内外の研究者及び事務職員に周知を図る。</li> <li>学長によるコンプライアンスに係る啓発活動として、4月の新任教員オリエンテーションと上記12月のコンプライアンス研修会での説明を実施する。</li> <li>コンプライアンス研修会とともに研究倫理教育研修（eラーニング）を実施する。</li> <li>理解度チェック、誓約書を徴取し、構成員の意識向上を図る。</li> <li>研究費不正防止の理解向上啓発のため第2四半期と第4四半期にEメールによる啓発活動を実施する</li> </ul>	<p>「基本方針」第2項に基づき、以下の対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>12/6, 7, 12に当該研修会を実施し、学内外の研究者・事務職員に対して研究関連規程等の周知を図った。</li> <li>学長が新任教員オリエンテーション及び上記研修会で左記内容に係る挨拶を行った。</li> <li>上記研修会に併せて研究倫理教育研修（eラーニング）を実施した。</li> <li>研修会終了後に対象者全員の理解度チェックシート、誓約書を徴取した。</li> <li>第2四半期の取組は第3四半期に遅延したものの、査読不正防止の啓発を学内ポータルで実施した。第4四半期には不正使用に関する通報者の保護体制についての周知啓発を実施した。</li> </ul>	<p>「基本方針」第2項に基づき、以下の対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>12月にコンプライアンス研修会を実施し、研究関連規程等について、学内外の研究者及び事務職員に周知を図る。</li> <li>学長によるコンプライアンスに係る啓発活動として、4月の新任教員オリエンテーションと上記12月のコンプライアンス研修会での説明を実施する。</li> <li>コンプライアンス研修会とともに研究倫理教育研修（eラーニング）を実施する。</li> <li>理解度チェック、誓約書を徴取し、構成員の意識向上を図る。</li> <li>研究費不正防止の理解向上啓発のため第2四半期と第4四半期にEメールによる啓発活動を実施する</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>不正使用に関する通報（告発・相談）窓口及び通報者の保護体制の周知が不徹底</li> </ul>	<p>【優先取組事項】</p> <p>「基本方針」第3項に基づき、以下の対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不正使用に関する通報者の保護体制について学内への周知を徹底する。</li> <li>取引業者より不正防止の誓約書を徴取する。特に2020年以降に新規取引開始した業者への誓約書提出依頼及び進捗管理を行い、全業者からの提出を確認する。</li> <li>取引業者に対し、本学の不正防止への取組を発信する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不正使用に関する通報者保護体制の周知を実施した。</li> <li>2020年に全取引業者から当該誓約書を徴取し、以降は新規取引開始時にHP所掲請求書の提出を依頼しているが、提出状況は十分ではないため、前回以降の新規取引開始業者の精査を行い、一部は年度末までに提出を依頼した。但し悉皆対応は次年度に完了することとなった。</li> <li>HPIにおいて取引業者に対し、本学の不正防止の取組を発信した。</li> </ul>	<p>「基本方針」第3項に基づき、以下の対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不正使用に関する通報者の保護体制について学内への周知を徹底する。</li> <li>取引業者より不正防止の誓約書を徴取する。特に2020年以降に新規取引開始した業者への誓約書提出依頼及び進捗管理を行い、全業者からの提出を確認する。</li> <li>取引業者に対し、本学の不正防止への取組を発信する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>実効性のあるモニタリングが不十分である。</li> </ul>	<p>「基本方針」第4項に基づき、以下の対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学長が指定した内部監査担当者による経理に関する内部監査、及び研究推進委員会による体制整備等に関する内部監査を実施するとともに、前年度監査結果を受けた改善状況をモニタリングする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部監査担当者（法人総務課長：学院内部監査委員）により経理を含む内部監査が実施され「特定業者との多頻度取引」に潜在的リスクありとの結果となり、上記への対応方策を次年度不正防止計画に盛り込むこととした。</li> <li>研究推進委員会の体制整備等に関する内部監査は「体制整備等自己評価チェックリスト」確認に併せて実施した。</li> </ul>	<p>「基本方針」第4項に基づき、以下の対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学長が指定した内部監査担当者による経理に関する内部監査、及び研究推進委員会による体制整備等に関する内部監査を実施するとともに、前年度監査結果を受けた改善状況をモニタリングする。監事との合同監査も検討する。</li> </ul>

長崎外国語大学 公的研究費の不正使用防止対策基本方針

2024（令和6）年4月1日 学長裁定

- 研究機関内で責任と権限の所在を規程上に明確化するとともに、本情報を公開することで各責任者の意識低下を未然に防止する。
- 公的研究費（科研費）の使用（執行）ルールや業務フローを明確化するとともに、競争的資金が公的性格を帯びるものであるという意識の醸成に努め、関係者のコンプライアンスに対する意識の向上を図る。
- 不正使用に関する通報（告発・相談）窓口及び通報者の保護体制の周知を徹底する。
- 公的研究費不正防止に向けた実効性あるモニタリング手法を確立するとともに、その確実な履行、分析、フィードバックに努める。